

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2020年2月26日
No. 2020-02

IASB は、IFRS 第 17 号の修正案に関する技術的な議論を終え、年次コホートの要求事項を変更しない

要約

2020年2月25日、国際会計基準審議会（「IASB」）は、公開草案「IFRS第17号の修正」（「公開草案」）に関して受領したフィードバックに対する審議を終了した。IASBは、以下について暫定的に決定した。

- 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量および予想期間を考慮して識別すべきであるとの提案を、軽微な変更とともに確認する。
- 以下の点について、IFRS第17号を追加的に修正する。
 - 純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品を含むよう、直接連動有配当保険契約のリスク軽減オプションの適用対象を拡大する。
 - 修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチにおいて、追加的な特定の救済措置を提供する。
- 公開草案に対する回答者により識別された、履行キャッシュ・フローに含まれる法人所得税の支払および受領の取扱いにおける不整合の解消を含む、IFRS第17号への多数の軽微な修正を最終化する。

IASBは、IFRS第17号への他の軽微な修正は行わないと暫定的に決定した。特に、IASBは、IFRS第17号における年次コホートの要求事項の維持を暫定的に決定するとともに、変動手数料アプローチの適用範囲に関する要件の充足を評価する際に、企業は、保険契約者に支払われる金額の変動性を、保険契約グループの期間ではなく、保険契約の期間にわたって評価すべきであると規定する文言の修正について最終化した。

この「In transition」における見解は、2020年2月25日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. 2019年6月26日、IASBは公開草案「IFRS第17号の修正」を公表した。公開草案は、利害関係者から提起された懸念事項と課題の一部に対応する提案であり、IFRS第17号を導入する企業の支援を目的とした対応である。この提案は、導入コストを削減し、企業が、財務諸表の利用者に対して、IFRS第17号の適用による影響の説明を容易にするための修正を意図していた。
2. 公開草案の90日間のコメント期間は、2019年9月25日に終了したため、IASBは、公開草案に関するアウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックについて議論し、回答者が提起した事項の再審議に対するアプローチを決定した。
3. 当該アプローチの一環として、IASBは、以下について明らかにした。
 - 公開草案におけるいくつかの提案は、実質的な再審議を行わずに最終化する。
 - 回答者からのフィードバックで明らかにされたトピックの一部についてはこれ以上検討しないため、IFRS第17号の修正の可能性についての不確実性が減少する。
 - IFRS第17号の修正の提案を決定する際に、IASBが設定した要件を引き続き適用する。したがって、IASBは、IFRS第17号のいかなる修正も、以下の結果をもたらさないよう努める。
 - 基準の基本原則を変更し、結果として、IFRS第17号を適用した場合と比較して、財務諸表の利用者にとって有用な情報が著しく失われる。
 - 進行中の導入プロセスを不当に混乱させる。
 - IFRS第17号の発効日をさらに遅らせる。
4. IASBが暫定的に決定したIFRS第17号の修正は、末尾の表において要約している。

2月のIASB会議で議論された項目

5. IASBは、2020年2月の会議において、以下に関連する提案について議論した。
 - 投資サービスに起因する契約上のサービス・マージン
 - 集約のレベル、具体的には保険契約者の世代間でリスクを共有する保険契約における年次コホート
 - 純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品によるリスク軽減オプション
 - 移行における追加的な救済措置
 - 軽微な修正とその他の論点。これには、履行キャッシュ・フローに含まれる法人所得税の支払および受領の取扱いにおける不整合を解消する修正などが含まれる。
6. 加えて、IASBは、公開草案に対する回答者から提起された軽微な修正や他の論点についても議論した。

PwCの所見

IASBスタッフは、これは、3月に議論されるであろうIFRS第17号の発効日およびIFRS第9号の適用の一時的な免除規定の延長を除いた、予定されていた議論を終わらせるための重要な審議資料であると述べた。また、IASBは、3月に投票プロセスの開始についての承認を求められる予定であり、最終化された修正の発行は、引き続き2020年半ばを目標としている。

投資サービスに起因する契約上のサービス・マージン

7. IASBは、直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量および予想期間を考慮して識別すべきであるとの提案を、軽微な変更とともに確認するという暫定的決定を行った。
8. したがって、IFRS第17号は、以下のように修正される。
 - 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量および予想期間を考慮して識別するよう企業に要求する。
 - 保険契約は、次の場合にのみ、投資リターン・サービスを提供するとみなすよう企業に要求する。
 - 投資要素が存在する、または保険契約者がある金額を引出す権利を有している。
 - 投資要素または保険契約者が引出す権利を有している金額に、投資リターンが含まれると企業が見込んでいる。
 - 企業がその投資リターンを生み出すために投資活動を行うと見込んでいる。
9. また、IASBは、以下の暫定的決定を行った。
 - 保険契約が投資リターン・サービスを提供しないと企業が結論付けた場合であっても、保険契約者の保険カバーによる給付を増加するために企業が投資活動を行う範囲において、そのような投資活動に関連する費用を保険契約の境界線内のキャッシュ・フローに含める取扱いを、企業に要求する。
 - 公開草案における、以下の開示を企業に要求する提案を確認する。
 - 企業が報告期間の末日現在で残っている契約上のサービス・マージンを純損益に認識すると予想している時期についての定量的情報
 - 保険カバーと投資リターン・サービスまたは投資関連サービスの相対的なウェイト付けを決定するために用いられたアプローチ
 - IFRS第17号の付録Aにおいて定義する「保険契約サービス」が以下の項目を含むように、公開草案における提案を確認する。
 - 保険事故に対するカバー（保険カバー）
 - 直接連動有配当保険契約以外の保険契約について、該当がある場合には、保険契約者のための投資リターンの生成（投資リターン・サービス）
 - 直接連動有配当保険契約について、保険契約者に代わっての基礎となる項目の管理（投資関連サービス）

PwCの所見

PwCは、利害関係者が、保険カバーに加えて、該当がある場合には、投資リターン・サービスに関する契約上のサービス・マージンの認識を企業に求める要求事項を歓迎すると予想している。また、一部の利害関係者は、保険契約者の保険カバーに関する給付を増加するために企業が投資活動を行う範囲において、投資活動に関連する費用を保険契約の境界線内のキャッシュ・フローに含めるという要求事項を歓迎するであろう。しかし、一部の利害関係者は、据置年金契約の積立フェーズにおいて、保険契約者が現金を引き出す、または、勘定残高を他の保険会社に移管する能力を持たない場合にも、投資リターン・サービスが存在するような定義の拡張はしないというIASBの対応に失望するだろう。

同じ契約における、異なる投資リターン・サービスと保険サービスに起因するカバー単位の相対的なウェイト付けの決定は、引き続き判断を要する領域である。企業は、どの投資活動が、保険契約者の保険カバーによる給付を増加するための投資活動かを決定する必要があるため、判断の必要性がさらに高まるだろう。あるIASBメンバーは、「投資活動」が、IFRS第17号における新しい用語であるため、ドラフトの際に慎重に検討する必要があるであろうと警告した。一部の利害関係者は、IASBが実務上のばらつきの可能性を減少させる、実務上の適用ガイダンスや実務上の簡便法または例外規定を提供しなかった対応に失望するだろうが、IASBは、有用なガイダンスの提供と導入プロセス混乱との間のバランスをとった対応を行った。

何人かのIASBメンバーは、IFRS第17号全体を通した用語の変更を行わないとするスタッフの勧告に同意したものの、用語を変更すれば基準書が読みやすくなるため、残念であるとコメントした。しかし、彼らは、この段階における用語の変更は、変更が過度に注目されるリスクがあり、すでに作成された多くの導入および教育に関する資料の変更が必要となり、基準に対して最低限の変更のみを加えるというIASBのアプローチと一致しないであろうとする結論に合意した。

集約のレベラー保険契約者の世代間でリスクを共有する保険契約の年次コホート

10. IASBは、2019年11月に、アウトリーチおよびコメント・レターによる、保険契約者の世代間でリスクを共有する保険契約に係る年次コホートの要求事項の費用と便益との間のバランスに関する追加的な情報について言及し、再審議の一環としてフィードバックをさらに検討する対応を決定した。特に、IASBは、これらの契約の年次コホートの要求事項に関連する費用と便益のバランスについて検討した。

11. この会議で、IASBは、次の項目について検討した。

- 保険契約者の世代間でリスクを共有する保険契約に年次コホートの要求事項を適用するために必要なステップの分析
- 異なる特性を伴う保険契約者の世代間でリスクを共有する保険契約費用と便益の分析
- 年次コホートの要求事項の費用が結果として得られる情報の便益を上回る可能性がある保険契約の特性の分析
- IFRS第17号において、そのような特性を有する契約についての年次コホートに係る要求事項の例外を認めるべきかどうか、また、もしそうであれば、どのような形式をとるのかについての分析

12. しかし、IASBは、特定の契約を例外規定の対象とするという主張と、基準における例外規定の追加は、常に財務諸表の利用者および作成者にとって複雑さを増し、基準の導入を妨げ、適用の便益を減少させるという、より広範な主張とのバランスをとる必要があると指摘した。結果として、IASBは、次のような結論に至った。

- 例外規定を設ける理由は、一部の契約に関して、年次コホートの要求事項の費用が、結果として得られる情報の便益を上回る可能性があるからである。これらの費用には、状況によって、契約を忠実に表現する情報を提供するための仮定と配分を決定する際に、相当な判断を適用する必要性が含まれる。
- いかなる例外も、特に現在の低金利の経済環境において、金融保証の影響に関する情報を喪失し、結果として得られる情報の便益を減少させるようなリスクを避ける必要がある。低金利環境においては、基礎となる項目のリターンを上回る金融保証が実現する可能性が高まり、そのような契約を含むグループを不利な契約とする可能性がある。
- そのような例外規定には圧力がかかるため、例外規定は堅牢で明確に定義されている必要がある。したがって、恣意的で正当化が困難な「明確な数値基準」を使用せず、かつ、基準の導入を妨げ進行中の適用の便益を減少させる複雑な要件を開発せず、そのような例外を明示する方法はない。

13. したがって、IASBは、IFRS第17号における年次コホートの要求事項の維持を決定した。

PwCの所見

IFRS第17号における年次コホートの要求事項は、ここ数カ月間で最も異論のある要求事項の1つであった。IASBは、年次コホートの要求事項に関して質問しなかったにも関わらず、保険契約者の世代間でリスクを共有する保険契約に適用される要求事項についてのコメントを受領した。これらのコメントは、主に欧州の利害関係者から提出されたが、IASBは、この懸念は他の法域にも存在すると指摘した。今回のIASB会議での議論は、2019年11月のIASB会議における、保険契約者の世代間でリスクを共有する契約に関する年次コホートの要求事項に関するアウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックをさらに検討するという決定に従って行われた。

IASBは、年次コホートの要求事項は、特に契約が金融保証の影響による固定的なキャッシュ・フローを含んでいる場合には、損失が契約を不利にする時点や収益性の傾向について有用な情報を提供すると指摘した。また、IASBは、場合によっては、年次コホートの要求事項の費用と、結果として得られる情報の便益との間で、きめ細かいバランスをとった対応ができる可能性を指摘した。これは、変動手数料アプローチの対象範囲にある契約が、他の契約のキャッシュ・フローに影響を与えるようなキャッシュ・フローを有している場合に当てはまる（「相当な相互扶助」と呼ばれる場合もある）。数名のIASBメンバーは、そうした契約の例外規定の工夫を期待していたが、最終的には堅牢な方法による対応は不可能であると説得されたと述べた。

IASBメンバーは、一部の作成者が、原則ベースの例外規定を提案したが、例外を適用できる場合についての原則の特定は困難であるとコメントした。通常、IASBは、例外規定を適用する要件を明示する必要がある。また、堅牢でない例外規定は、IFRS第17号の根本を損ない、基準に対する利用者の信頼を損なうと指摘された。

議長は、議論を終えるに当たって、会計基準が堅牢で慎重であるためには、いかなる例外規定もストレス下において維持する必要があると述べた。議長は、IASBのスタッフに対して、例外規定を開発できる可能性を探るように提言したが、スタッフ・ペーパーにおける可能性の分析を通じて、どのように例外規定を設けても「明確な数値基準」が必要になると理解した。このような「明確な数値基準」は、構造次第で、直ちに批判的に検討され、利害関係者が対象に含めるべきであると考えられるすべての契約が含まれない可能性が非常に高い。その結果、そのような例外規定は、本質的に、一部の変動手数料アプローチ契約について第三のモデルを導入する結果となり、著しい複雑性をもたらすであろう。議長は、年次コホートの要求事項が追加的な費用をもたらすと確信していたが、変動

手数料アプローチやOCIオプションなど、追加的な費用をもたらした多くのその他の特性は、利害関係者に歓迎された」と指摘した。さらに議長は、年次コホートの要求事項は「炭鉱のカナリア(危険の予兆)」的な情報を提供し、減多に生じないものの、その情報には価値があると信じていた。

リスク軽減オプションの適用可能性—純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品

14. IFRS第17号のリスク軽減オプションは、通常は契約上のサービス・マージンを調整する項目である直接連動有配当保険契約に対する金融リスクの影響の変化の一部または全部を、直ちに純損益で認識する取扱いを企業に認めている。言い換えれば、リスク軽減オプションは、金融リスクが軽減される限りにおいて、変動手数料アプローチを無効化(「スイッチ・オフ」)する。

15. IFRS第17号におけるリスク軽減オプションが適用されるのは、特定の要件の充足を条件として、企業が、保険契約から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用するための予め文書化されたリスク管理の目的および戦略を有している場合に限られる。公開草案は、企業が再保険契約の保有により金融リスクの影響を軽減する場合にも、リスク軽減オプションを拡張すべきであると提案した。今回の会議において、IASBは、企業が純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品の保有により金融リスクの影響を軽減する場合にも、リスク軽減オプションを適用するよう、さらに拡張した。

16. したがって、IFRS第17号は、IFRS第17号B113項(b)に記載されている履行キャッシュ・フローに対する金融リスクの影響を、企業が純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品を用いて軽減する場合に、IFRS第17号B116項の条件の充足を条件として、リスク軽減オプションの適用を認めるように修正されるであろう。

17. IASBは、企業が純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品を使用して、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分の変動に係る金融リスクを軽減する場合には、リスク軽減オプションの適用を企業に認めない取扱いを暫定的に決定した。

PwCの所見

IASBの暫定的決定は、変動手数料アプローチによって生じる純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品と直接連動有配当保険契約との間に生じる可能性のある会計上のミスマッチは、デリバティブと前述の保険契約との間に生じる可能性のある会計上のミスマッチ(このため、IASBはリスク軽減オプションを導入した)と同様であると認識している。

この暫定的決定は、企業が、IFRS第17号B113項(b)の履行キャッシュ・フローに関する金融リスクを軽減する場合には、デリバティブ、保有再保険契約または純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品を用いてリスク軽減オプションを使用できるが、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分の変動に関する金融リスクを軽減する場合には、デリバティブまたは保有再保険契約を用いた場合のみ、リスク軽減オプションを使用できる取扱いを意味する。

スタッフは、スタッフ・ペーパーに対して、リスク軽減のオプションは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品に拡大されるべきであるとの意見や、基礎となる項目に対する企業の持分に関連するリスクを軽減する場合にも適用すべきであるとの意見を受け取ったと述べた。スタッフは、企業が非デリバティブ金融商品を保有する場合に、異なる会計処理を義務づけると、変動手数料アプローチを強制とする原則に反するとコメントした。あるIASBメンバーは、スタッフに異議を唱え、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品をリスク軽減のために利用する場合に、リスク軽減オプションを適用しないと理由を説明するよう求めた。スタッフは、そのような取扱いは、IFRS第9号に定めるヘッジ会計のアプローチと不整合であると指摘し、また、ヘッジの有効性を識別するための複雑性が生じ、多くの場合、会計上のミスマッチを解消しないであろうと述べた。なぜなら、資産に係る純損益の実現パターンは、通常、保険契約に係るその他の包括利益の巻き戻しと一致しないからである。

また、この暫定的決定は、純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融資産および一部の非デリバティブ金融負債に対し、ヘッジ手段としての指定を認める、IFRS第9号の取扱いとも一致している。

追加的な特定の移行における修正および救済措置

18. 過去のIASB会議において、IASBは、以下のトピックについて、これ以上検討しないという暫定的決定を行った。
- 修正遡及アプローチにおける企業のさらなる選択性と柔軟性の許容、あるいは、修正遡及アプローチにおける合理的かつ裏付け可能な情報の使用の要求事項の削除や企業独自の修正の追加を認める一般的な提案
 - 完全遡及アプローチにおける救済措置の許容。なぜなら、完全遡及アプローチの目的と矛盾し、財務諸表の利用者にとっての情報の有用性を低下させるため。
19. この会議において、IASBは、IFRS第17号で要求されている移行措置の修正を、以下のとおり暫定的に決定した。
- 開始時または当初認識時に行われたであろう、投資契約が裁量権付有配当投資契約の定義を満たしているかの評価に関して、修正遡及アプローチにおける修正項目および公正価値アプローチにおける救済措置を拡張する。
 - 基礎となる保険契約が不利な契約である場合における、保有再保険契約に対する修正遡及アプローチにおける修正項目の提案を修正する。この修正は、保有再保険契約が、保険契約の発行より前または同時に取得されたかを識別するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合には、企業は、保有再保険契約を保険契約が発行された後に取得したと想定する取扱いを定める。
 - 過去の期中財務諸表において行われた会計上の見積りの取扱いを変更しない会計方針の選択を行った企業について、修正遡及アプローチにおける修正項目を追加する。当該修正を適用すると、企業は、移行日における契約上のサービス・マージン、損失要素および保険金融収益または費用の金額を、移行日以前に企業が期中財務諸表を作成していなかったと仮定して決定する。
20. また、IASBは、以下の提案への対応を検討したが、IFRS第17号を修正しないと決定した。
- コメント・レターで提案された、修正遡及アプローチにおける既存の修正項目についての修正。なぜなら、そのような既存の修正項目についての精緻化は、移行における要求事項を複雑化させ、導入を混乱させる可能性が高いためである。
 - 移行における要求事項のうち、企業が見積りを使用する可能性のある事項の特定。なぜなら、IFRS第17号または他のIFRS基準において、見積りの適用が認められない、または要求されないと誤解される可能性があるためである。
 - 他の目的のために過去に収集された情報を使用するなど、移行における要求事項を適用するために使用できる方法の特定。なぜなら、他の方法が使用できない、または特定の方法が常に適切であると誤解される可能性があるためである。どのような方法であっても、その妥当性は、個々の事実と状況に依拠する。

PwCの所見

IASBは、過去から、具体的な移行における救済措置を検討する意思を示してきたが、一方で、そのような救済措置は、財務諸表の利用者にとっての情報の有用性を著しく低下させずに、導入を容易にする必要があると考えている。コメント・レターにより追加の修正が提案されたが、多くはIFRS第17号の修正に関するIASBの要件を満たさなかった。

また、公開草案の回答者の一部は、IFRS第17号の遡及適用の際に企業による見積りの使用をIASBが予想しているとする公開草案の結論の根拠における説明を基準に記載するよう提言していた。あるIASBメンバーは、このような記載を基準に含めるべきではないというスタッフの勧告に同意しつつ、最終化された修正に係る結論の根拠において説明を残す対応を確認するよう、スタッフに勧告した。同様に、同メンバーは、IFRS第17号の移行措置における要求事項を適用する際に、企業が、例えば規制上の報告目的などの他の目的のために過去に収集した情報を活用する必要があるかもしれないという記載を結論の根拠に含める取扱いが有益だと考えた。

公開草案への回答者から提起された軽微な修正とその他のトピック

21. IASBは、公開草案で提案された軽微な修正と、2019年11月に検討すると決定した、回答者から提起された新たな懸念事項および導入に関する疑問について検討した。

22. IASBは、公開草案で提案された軽微な修正に限定的な変更を加えると共に、公開草案への回答者によって提案された法人所得税の支払と受領に関する追加の修正を最終化した。特に、IASBは、契約が変動手数料アプローチの範囲の要件を満たしているかを企業が評価する際に、保険契約者に支払われる金額の変動性を、保険契約グループの期間にわたってではなく、保険契約の期間にわたって評価すべきであると明記した文言の修正の最終化を決定した。IASBは、回答者から提起された新たな懸念および導入に関する疑問に対して、IFRS第17号をこれ以上修正しない取扱いを決定した。

PwCの所見

軽微な修正については、以下の項目を除き、概ね議論の余地がなく、IASB会議で詳細に議論されなかった。

- 法人所得税の支払と受領の取扱いにおける不整合を解消するIASBの暫定的決定は、法人所得税の支払と受領を保険契約者に個別に請求可能であると明記する保険契約が一般的である、南アフリカ、英国、カナダなどの国で歓迎される見込みである。
- IASBは、契約が変動手数料アプローチの範囲の要件を満たしているかを企業が評価する際に、保険契約者に支払われる金額の変動性を、保険契約グループの期間にわたってではなく、保険契約の期間にわたって評価すべきであるとIFRS第17号B107項に規定する修正の最終化を暫定的に決定した。IASBは、この修正を文言修正であるとみなしていたのに対し、一部の回答者は、IFRS第17号の要求事項の大幅な変更とみなしていた。IASBがこの論点に関して受領したフィードバックは、この要求事項の解釈に差異がある状況を示しており、それゆえ、この修正の必要性が強調された。しかし、あるIASBメンバーは、B107項の明確化により、一部の企業の導入コストが大幅に増大する可能性があり、提案された発効日を再審議する際に考慮すべき要素となると認めた。別のIASBメンバーは、スタッフはこのトピックに関する何らかの教育文書の提供を検討すべきであると提案した。
- IASBは、基礎となる項目の変動のすべてを保険金融収益又は費用として表示するという修正案に関して、保険契約からの異なる利益の源泉についての表示を崩してしまうという回答者からの懸念に対し、IFRS第17号を修正しないという対応を暫定的に決定した。IASBは、契約はその性質に応じて整合的に会計処理される取扱いがIFRSにおいて重要な原則であり、有配当契約は、投資関連サービス契約と類似した方法で運営されているという事実と整合的に会計処理されるという見解を述べた。
- また、IASBは、例えば契約者が契約におけるオプションを行使した場合など、時の経過に応じて性質が変化する一部の契約に変動手数料アプローチが適用される場合、会計上のミスマッチが認識されるという、一部の回答者から提起された懸念に対して、IFRS第17号を修正しないという対応を暫定的に決定した。そのような契約の例としては、保険契約者に対し、保証された利率で勘定残高を年金に変換するオプションを提供する、利益分配を伴う貯蓄フェーズの契約が挙げられる。オプションが行使された後に変動手数料アプローチが適用される場合、重要な固定的キャッシュ・フローを有する他の契約と同様に、見積りの変更は契約上のサービス・マージンを調整するが、これらの契約に関して保有されている資産の変動は純損益またはその他の包括利益に計上される。IASBは、各回答者がIFRS第17号の修正方法について異なった方法を望んでおり、さらに、これらの方法は、IFRS第17号の基本的な特徴を損なわない修正が難しい側面にも関連している点に留意した。

次のステップ

23. スタッフは、IFRS第17号の発効日およびIFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の延長について、2020年3月にIASBにペーパーを提出する予定である。スタッフは、3月に、IFRS第17号への修正を最終化するための投票プロセスの開始について、IASBの承認を求める予定である。IASBは、2020年半ばにIFRS第17号への修正の最終版を公表する予定を確認した。

PwCの所見

PwCは、IASBが、このトピックに関する利害関係者の異なる見解と、IFRS第9号の一時的免除も同様に延長すべきかどうかの問題とのバランスをとる必要があるため、発効日に関する決定は困難になると予想している。発効日の議論においては、IASBが現在まで暫定的に行ったIFRS第17号への一連の修正についても考慮されるだろう。軽微な修正に関する議論で指摘されているように、一部のIASBメンバーは、発効日の評価において、IASBが見解を修正しなかったトピックに関するフィードバックを考慮する可能性がある。

IFRS 第17号への修正の概要

以下の表は、IASBが暫定的に決定したIFRS第17号への修正の要約である。

トピック
質問1 範囲からの除外
<ul style="list-style-type: none">公開草案の提案どおり、貸付およびクレジットカードの範囲からの除外を追加保険契約の定義を満たすクレジットカード契約またはクレジットカード契約に類似した支払契約について、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ、範囲からの除外を追加
質問2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収
<ul style="list-style-type: none">公開草案の提案どおり、保険契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローを、規則的かつ合理的な方法を適用して以下へ配分するよう要求<ul style="list-style-type: none">当該グループ当該グループ内の契約の更新から生じると予想される契約を含むすべてのグループ公開草案の提案どおり、事実と状況によって保険獲得キャッシュ・フローに係る資産が減損している可能性が示された場合には、当該資産の回収可能性の評価を要求公開草案の提案どおり、関連する開示を要求
質問3 投資サービスに起因する契約上のサービス・マージン
<ul style="list-style-type: none">公開草案の提案どおり、直接連動有配当保険契約のカバー単位の識別について、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量および予想期間の考慮を要求公開草案の提案どおり、直接連動有配当性保険契約以外の保険契約のカバー単位の識別について、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量および予想期間の考慮を要求保険契約が投資リターン・サービスを提供していないと結論づけた場合でも、保険契約者の保険カバーからの給付を増加するために企業が投資活動を行う範囲内で、そのような投資活動に関連する費用を保険契約の境界線内のキャッシュ・フローとして含める取扱いを要求公開草案の提案どおり、関連する開示を要求
質問4 保有再保険契約における損失の回収
<ul style="list-style-type: none">企業が、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時またはそのグループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合に、保有再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを調整し、その結果として収益の認識を要求。この要求事項が適用されるのは、保有再保険契約の認識が、基礎となる保険契約における損失の認識より前または同時である場合のみである。保有再保険契約から回収される損失額を下記の積として決定する要求<ul style="list-style-type: none">基礎となる保険契約グループについて認識した損失基礎となる保険契約グループに係る保険金請求のうち企業が保有再保険契約グループから回収を見込んでいる割合
質問5 財政状態計算書における表示
<ul style="list-style-type: none">公開草案の提案どおり、グループレベルではなくポートフォリオレベルでの財政状態計算書での表示を要求
質問6 リスク軽減オプションの適用可能性
<ul style="list-style-type: none">公開草案の提案どおり、リスク軽減オプションの保有再保険契約への適用可能性の拡張純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品を用いて、IFRS第17号B113項(b)に規定されている履行キャッシュ・フローに対する金融リスクの影響を軽減する場合には、IFRS第17号B116項の要件の充足を条件として、非デリバティブ金融商品に対してリスク軽減オプションの適用可能性を拡張

質問7 発効日

2020年3月に検討予定

質問8 移行における救済措置

- 公開草案の提案どおり、IFRS第17号に移行する以前の企業結合で取得された保険契約に対して、保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に係る負債を発生保険金に係る負債として分類する取扱いを許容する、移行における救済措置
- 公開草案の提案どおり、リスク軽減オプションに対して、移行日からの適用と公正価値アプローチを適用するオプションを許容する、移行における救済措置
- 保険獲得キャッシュ・フローに関連する移行における修正および救済措置
- 以下に関する追加的な特定の移行における修正および救済措置
 - 開始時または当初認識時に行われたであろう、投資契約が裁量権付有配当投資契約の定義を満たしているかの評価に関する、修正遡及アプローチにおける修正項目および公正価値アプローチにおける救済措置の拡張
 - 基礎となる保険契約が不利な契約である場合における、保有再保険契約に対する修正遡及アプローチにおける修正項目の提案の修正
 - 過去の期中財務諸表において行われた会計上の見積りの取扱いを変更しない会計方針の選択を行った企業について、修正遡及アプローチにおける修正項目の追加

質問9 軽微な修正

公開草案で提案された軽微な修正を、限定的に修正

公開草案で提案されていないピック

- 過去の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取扱いを、その後の期中財務諸表または事業年度においてIFRS第17号を適用する際に変更するかどうかについて、会計方針の選択を企業に要求するための、IFRS第17号B137項の修正
- IFRS第17号B65項(m)との間の矛盾を解決するための、IFRS第17号B66項(f)の修正。この修正により、企業は、IFRS第17号B65項(m)を適用して、保険契約の条件に基づき保険契約者に個別に請求可能な法人所得税の支払および受領を履行キャッシュ・フローに含める結果になる。

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT 2020-01 the latest on IFRS 17 implementation - Jan 2020](#) (日本語訳はこちら)
- [In transition INT 2019-09 the latest on IFRS 17 implementation - Dec 2019](#) (日本語訳はこちら)
- [In transition INT 2019-08 the latest on IFRS 17 implementation - Nov 2019](#) (日本語訳はこちら)
- [In transition INT 2019-07 the latest on IFRS 17 implementation - Oct 2019](#) (日本語訳はこちら)
- [In brief INT 2019-09 Proposed amendments to IFRS 17, 'Insurance contracts'](#) (日本語訳はこちら)
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2019 - Insurance](#) (日本語訳はこちら)

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします